

**(1) 野生生物資源とその生息地の保全及び
当該保全保護等のための予算割当について定める法律
(共和国法第 9147 号・フィリピン)**

**共和国法第 9147 号
野生生物資源とその生息地の保全保護及び
当該保全保護等のための予算割当について定める法律**

第 1 章 総則

第 1 条【名称】

本法律は「野生生物資源保全保護法」と称する。

第 2 条【政策の宣言】

我が国の野生生物資源とその生息地を持続可能なものとするべく保全することを、国家の政策とする。この政策の実現にあたり、本法では以下を目的とする。

- (a) 生態学的なバランスを図り、生物の多様性を拡充するために、野生生物種とその生息地を保全保護すること
- (b) 野生生物の収集と取引を規制すること
- (c) 国益に相応の注意を払いつつ、国際条約に対するフィリピンの約束と、野生生物とその生息地の保護を追求すること
- (d) 生物多様性の保全に関する科学的研究を開始すること、又は支援すること。

第 3 条【適用範囲】

本法の規定は、全国総合保護地域制度法(NIPAS 法)と称する共和国法第 7586 号に基づく保護地域、及び重要生息地など、国内のあらゆる地域に見られるすべての野生生物種に適用される。本法はまた、取引対象である外来種並びに、国内で栽培され、維持され、又は増殖され、もしくは飼育下で繁殖される外来種にも適用される。

第 4 条【環境天然資源省及び農業省の管轄】

環境天然資源省 (DENR) は、すべての陸生動植物種、すべてのウミガメ、陸上のカメ、淡水産のカメ、ワニ等の湿地種、水鳥、すべての両生類及びジュゴンを管轄する。農業省 (DA) は、重要生息地と宣言されたすべての水生生息地、あらゆる魚類等の水産資源、水

生植物、無脊椎動物、及びジュゴン以外のすべての海洋ほ乳類を管轄する。環境天然資源省及び農業省の大臣は、それぞれの管轄する種のリストを検討するとともに、共同行政令により当該リストを改定し、かつ定期的に更新する。パラワン州においては、共和国法第7611号にしたがい、ここで付与する管轄権を持続可能な開発パラワン委員会に付与するものとする。

第2章 用語の定義

第5条【用語の定義】

本法で用いる以下の用語は以下の意味を有する。

- (a) 「バイオプロスペクティング」とは、生物資源及び遺伝資源の研究、収集、及び利用であつて、それにより得られた知識を商業用にのみ利用することを目的とするものをいう。
- (b) 「副産物又は派生物」とは、野生生物から取りだした部分、又は野生生物から抽出した物質で未処理のもの、もしくは処理した形態のものをいう。これには剥製、植物標本が含まれる。
- (c) 「飼育下での繁殖、栽培、又は増殖」とは、管理条件下で、又は人間の介入により、個体を生産するプロセスをいう。
- (d) 「収集」とは、野生生物、その副産物、又は派生物を集める行為もしくは収穫する行為をいう。
- (e) 「保全」とは、野生生物の保全と持続可能な利用、又は生息地の維持、復元及び増強をいう。
- (f) 「近絶滅種（絶滅危惧ⅠA類）」とは、ごく近い将来において野生での絶滅の危険性がきわめて高い種もしくは亜種をいう。
- (g) 「経済的に重要な種」とは、取引上、もしくは商業目的で利用される上での現実の価値もしくは潜在的な価値を有する種もしくは亜種をいう。
- (h) 「絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠB類）」とは、近絶滅種（絶滅危惧ⅠA類）ほどではないが、現在の状態をもたらした要因が引き続き作用すれば、野生での存続が困難な種もしくは亜種をいう。
- (i) 「固有種」とは、国内の特定の地域にのみ自生して見いだされる種又は亜種をいう。
- (j) 「外来種」とは、国内に自然には存在しない種又は亜種をいう。

- (k) 「輸出許可書」とは、個人に対して野生生物をフィリピンから他の国に持ち出すことを認める許可書をさす。
- (l) 「無償許可書」とは、非商業的で科学的又は教育的な活動を行う個人又は組織に対して発行される野生生物収集許可書をいう。
- (m) 「生息地」とは、種もしくは亜種が自生する場所もしくは環境、又はその個体群が自然に定着した場所もしくは環境をいう。
- (n) 「輸入許可書」とは、他の国から野生生物を持ち込むことを個人に認める許可書をいう。
- (o) 「在来の野生生物」とは、国内に自生する野生生物の種もしくは亜種、又は個体群が国内に定着した種もしくは亜種をいう。
- (p) 「移入」とは、自然の生息地ではない野生環境に種を持ち込むことをいう。
- (q) 「再輸出許可書」とは、過去に輸入された野生生物を国外に持ち出すことを個人に認める許可書をいう。
- (r) 「大臣」とは、環境天然資源省の大臣、農業省の大臣のいずれか又は両方をさす。
- (s) 「絶滅のおそれのある種」とは、近絶滅（絶滅危惧ⅠA類）、絶滅危惧（絶滅危惧ⅠB類）、危急（絶滅危惧Ⅱ類）その他、個体群が絶滅の危険にさらされている野生生物として受けとめられている種類の種もしくは亜種を示す一般的な用語である。
- (t) 「取引」とは、国内で、もしくは国際的に、野生生物、その派生物もしくは副産物の交換、輸出入、売買に携わる行為をいう。
- (u) 「伝統的な利用」とは、先住民が伝統的に守り、受け入れ、認識してきた規則（文書になっているか不文律であるかを問わない）、用法、習慣、慣行にしたがって同者が行う野生生物の利用をいう。
- (v) 「輸送許可書」とは、個人に対して、フィリピンの領有支配権内の1つの場所から別の場所に野生生物を持ち込むことを認める許可書をいう。
- (w) 「危急種（絶滅危惧Ⅱ類）」とは、近絶滅種（絶滅危惧ⅠA類）や絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠB類）ほどではないが、その生息域全体にわたって有害な要因の脅威にさらされており、近い将来に絶滅危惧種へと移行する可能性のある種もしくは亜種をいう。
- (x) 「野生生物」とは、飼育されているもの、繁殖もしくは増殖されているものを含め、あらゆる発達段階にある野生形態の動植物及び野生種の動植物をいう。
- (y) 「野生生物収集許可書」とは、野生環境から特定の種の野生生物を商業目的で特定量取りだす許可書もしくは収集する許可書をいう。

- (z) 「野生生物飼育・栽培許可書」とは、保全、取引、又は科学的な目的のために野生生物の育種・飼育場を設置し、運営し、及び維持する許可書をいう。

第3章 野生生物資源の保全保護

第1款 総則

第6条【野生生物情報】

本章に述べるすべての活動は、入手できる最善の情報の適正な評価に基づき、又は、関連する種もしくは亜種の存続又はその生息地にとって、実際にもしくは目的上、その活動が有害でないことを示す科学データの評価に基づき、大臣から許可を受けるものとする。大臣はこの目的のため、研究を通じて野生生物情報を定期的に更新する。

第7条【野生生物の収集】

野生生物の収集は本法第6条にしたがって許可することができる。ただし、野生生物を収集するにはさらに、現存の野生生物個体群とその生息地への有害な影響が最小限かまったりくない、適切で許容できる野生生物収集技術を用いなければならない。なお、先住民による野生生物の収集については、主として取引のためではなく、伝統的な利用のために許可することができる。ただし、このための収集と利用は、絶滅のおそれのある種を対象としないものとする。さらにまた、絶滅のおそれのある種の収集については、本法第23条に準拠する。

第8条【野生生物の所有】

いかなる個人もしくは組織も、野生生物を維持する財政的及び技術的能力と施設を有することを証明できない限り、野生生物の所有を許可されない。ただし、その場合、その野生生物(source)が本法に違反して取得されたものではないことを条件とする。

第9条【副産物及び派生物の収集又は所有】

副産物及び派生物は収集又は所有することができる。ただしその場合、その由来源となる野生生物が本法に違反して取得されたものではないことを条件とする。

第10条【野生生物、副産物、及び派生物の国内輸送】

収集した野生生物、副産物、及び派生物、又はその他の手段により所有する野生生物、副産物、及び派生物の国内輸送は、野生生物と公衆衛生にとって有害でない場合に限り、承認できる。

第 11 条【野生生物の輸出入】

野生生物種の他国への輸出又は他国からの輸入は、本法の規定及びそれにしたがって發布された諸規則を厳重に守ることを条件として、大臣又は任命された代表者の承認を受けて行うことができる。ただし、その場合、当該野生生物の受領者は、技術的及び財政的にそれを維持する能力があるものとする。

第 12 条【固有種もしくは在来の野生生物の移入、再移入、又は放流】

固有種もしくは在来の野生生物の移入、再移入又は放流は、本法第 6 条にしたがい、大臣又は正式な代表者から事前に許可を受けることを条件として、個体数の回復を目的とする場合にのみ許可される。いかなる移入案についても、生物の生態に焦点を当てた科学的研究を行うものとする。移入の申請者はまた、関連する個人又は組織との公開協議を実施するものとする。

第 13 条【外来野生生物の移入】

大臣又は正式な代表者からの許可を事前に取得しない限り、いかなる外来種も国内に持ち込んで서는ならない。またいかなる場合にも、共和国法第 7586 号の対象となる保護地域及び本法第 25 条に基づく重要生息地には、外来種を持ち込んで서는ならない。

移入が許可される場合には、生物の生態及び種が移入される地域の社会経済的側面とそれに関連する側面に焦点を当てた環境影響評価を行うことを条件とする。同じく移入申請者は、地域の利害関係者から事前の情報に基づく同意を確実に取得することも義務づけられる。

第 14 条【バイオプロスペクティング】

バイオプロスペクティングは、その申請者が、大臣の課す生物多様性の保護に必要な合理的諸条件を守ることが明記した約定を締結し次第、許可される。

大臣又は正式な代表者は、必要な許可を与える前に関係機関と協議し、申請者に対して、関係する原住民文化社会、地域社会、共和国法第 7586 号に基づく管理委員会、私人、又は民間組織から事前の情報に基づく同意を取得することを義務づける。申請者は、当該社会が理解できる言語と方法でバイオプロスペクティングの趣旨と対象範囲を完全に開示する。先住民族からの事前の情報に基づく同意は、現行法にしたがって取得する。関係機関は、バイオプロスペクティングの企画書を妥当な期間内に処理する。

必要書類が完全に提出され次第、大臣は研究企画について妥当な期間内に決定を下す。申請者が外国の組織又は個人の場合、フィリピンの組織は積極的に研究と収集に参加するものとし、適当ならば必要に応じて、生物資源及び遺伝資源に由来する製品の技術開発にも参加する。

第 15 条【野生生物に関する科学的研究】

商業目的ではなく、科学的研究を目的とした生物資源の収集と利用は、約定又は契約を締結し次第、大臣又は正式な代表者による無償許可書の発行により許可される。ただし、無償許可書の発行前にあらかじめ関連機関の許可を受けておくものとする。またさらに、第 14 条の最終パラグラフも同じく適用するものとする。

第 16 条【バイオセーフティー】

フィリピンで行われる遺伝子工学及び病原体を扱うすべての活動、並びに人間と環境にとって有害になりうる生物の輸入、移入、野外への開放、及び生物の繁殖を要する活動は、公共の福祉並びに野生生物とその生息地の保全保護を確保するバイオセーフティーガイドラインに沿って、審査を受けるものとする。

第 17 条【野生生物資源の商業用繁殖又は増殖】

商業を目的とした野生生物の繁殖又は増殖は、第 6 条にしたがい、大臣又は正式な代表者により野生生物飼育・栽培許可書の発行をもって許可される。ただし、取引に使えるのは飼育した野生生物の子孫と繁殖力のない親のみとする。また野生生物の商業用繁殖については、適当な場合には常に環境影響評価を行う。

第 18 条【経済的に重要な種】

大臣は、本法発効から 1 年以内に経済的に重要な種のリストを作成する。大臣は妥当な期間内に上述の種の個体数評価を実施し、定期的にそれを見直して更新する。

これらの種の収集は、ある程度の収集が行われても当該種の個体数が依然として存続可能であって、その数を回復できることが評価結果によって示される場合にのみ許可される。この目的のため、大臣は収集を許可できる種の内訳と量を定める。

経済的に重要な種に絶滅のおそれが生じたときには常に、本法の規定にしたがい、科学、教育、又は繁殖もしくは増殖を目的とするものを除き、いかなる形の収集も禁止する。

第 19 条【絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する管理当局及び科学当局の指定】

絶滅のおそれのある動植物の種の国際取引に関する国際協定の実施については、環境天然資源省の保護地域・野生生物局（PAWB）を陸生資源の管理当局とし、農業省の水産資源局（BFAR）を水産資源の管理当局とする。ただし、パラワン州においては、共和国法第 7611 号にしたがい、この実施権を持続可能な開発パラワン委員会に付与する。

管理当局に助言するため、陸生種、水生種及び海洋種を扱う科学当局を指定する。陸生

種については、環境天然資源省の生態系研究開発局（ERDB）、フィリピン生物科学研究所、国立博物館、その他大臣が指定する機関を科学当局とする。海洋種及び水生種については、水産資源局、国立海洋科学研究所、フィリピン大学ビサヤ校、シリマン大学、国立博物館、その他大臣が指定する機関を科学当局とする。なお科学当局の議長役は、陸生種については生態系研究開発局が、海洋種及び水生種については国立海洋科学研究所が務めるものとする。

第 20 条【許可書を発行する大臣の権限】

大臣又は正式な代表者は、本法を効果的に実施するため、適当な場合には常に許可書、証明書又は許可を以下の有効期限で発行する。これには以下が含まれるが、これに限定されるものではない。

(1)	野生生物飼育・栽培許可書	3～5 年
(2)	野生生物収集許可書	1～3 年
(3)	無償許可書	1 年
(4)	国内輸送許可書	1～3 か月
(5)	輸出許可書、輸入許可書、再輸出許可書	1～6 か月

これらの許可は、適切な機関の発行したガイドラインにしたがい、関係団体との協議に基づいて更新できる。

第 21 条【手数料及び料金】

前条に掲げる許可の発行に対し、一定額の妥当な手数料と料金を課すものとし、その金額は大臣が関係団体と協議して決定する。

野生生物種の輸出に対しては、輸送コストを除いた輸出額の 3%未満の輸出許可料を徴収する。ただし、この料金決定にあたっては、生産コストに相応の注意を払う。農場で生産された切り花、葉などについてはこの輸出許可料を免除する。なお、大臣は手数料及び料金を関係部門と協議して 2 年ごとに見直し、又は必要に応じて見直し、それにしたがって改定する。

第 2 款 絶滅のおそれのある種の保護

第 22 条【絶滅のおそれのある種の決定】

大臣は絶滅のおそれのある野生生物の種又は亜種を決定し、最善の科学データに基づくとともに、国際的に受け入れられている基準に相応の注意を払いつつ、それを近絶滅種、絶滅危惧種、危急種その他の受け入れられている種類に分類する。当該基準には以下が含まれるが、これに限定されるものではない。

- (a) その生息地又は生息域の破壊、変更、又は縮小が現実に行っているか、又は起こるおそれがあること
- (b) 商業、レクリエーション、科学、又は教育のための過剰な利用
- (c) 現行規制制度の不適切さ
- (d) 野生生物の存在に影響するその他の自然要因又は人為的要因。

大臣は、本法発効から 1 年以内に絶滅のおそれのある野生生物の分類リストを検討し、改定し、発表する。その後は同リストを定期的に又は必要に応じて更新する。ただし、絶滅のおそれのある種としてリストに記載した種は、最初の記載から 3 年間はリストから外さないものとする。

かなりの科学的情報に基づいて、リストへの種の追加又はリストからの種の削除を求める要請が何者かによりなされた場合、大臣はすみやかに本条の第 1 パラグラフに記載する関連要因にしたがって当該種の状況を評価し、妥当な期間内に当該要請に対する決定を下す。

大臣はまた、リストに記載した絶滅のおそれのある野生生物と外観の酷似する野生生物のリストを作成して発表し、当該種も同じく、絶滅のおそれのある種に分類する。

第 23 条【絶滅のおそれのある野生生物、副産物、及び派生物の収集】

本法にしたがって決定されリストに記載された絶滅のおそれのある種の収集は、その副産物と派生物も含め、科学、繁殖、又は増殖を目的とする場合にのみ本法第 6 条にしたがって許可される。なお、保全のための繁殖もしくは増殖を目的とする収集は、認証を受けた個人、企業、研究機関、教育機関、又は科学機関にのみ許可される。

第 24 条【絶滅のおそれのある種を保全するための繁殖もしくは増殖】

絶滅のおそれのある種を保全するための繁殖もしくは増殖については、その自然の生息地における個体数を増やすために奨励する。これは、飼育して繁殖又は増殖した種を放出し、再移入し、又は放流する場となる生息地の回復又は保護と同時に行う。

絶滅のおそれのある種の商業用繁殖又は増殖については、申請者が以下の最低要件を満たすことを条件に許可することができる。すなわち、

- (a) 種の繁殖方法及び飼育管理技法の有効性が立証されていること
- (b) 本法第 17 条にしたがって商業用繁殖を行うと同時に、保全のための繁殖も行うことを約束すること。

大臣は絶滅のおそれのある種の商業用繁殖リストを作成し、当該リストを定期的にもしくは必要に応じて改定し、もしくは更新する。

第 25 条【重要生息地の設置】

大臣は、本法発効から 2 年以内に、共和国法第 7586 号に基づく保護地域以外の場所で絶

滅のおそれのある種が見られる場所を、重要生息地に指定する。この指定は、種の固有性又は豊富さ、特に、その地域に生息する野生生物の存続を脅かす人為的圧力又は脅威の存在を考慮しつつ、最善の科学データに基づいて行う。

指定されたすべての重要生息地は、地方政府部門その他の関係団体の協力を得て、そこに依拠する絶滅のおそれのある種の存続にマイナスになりうるいかなる形の開発や破壊からも、保護されるものとする。この目的のために大臣は、土地所有権の取得、地役権の設定その他、重要生息地の保護に適した約定の締結をはじめとして、土地又はその土地に関する権利を購入、寄付、又は収用によって取得することができる。

第 3 款 絶滅のおそれのある種及び外来種の登録

第 26 条【私人の所有する絶滅のおそれのある野生生物及び外来野生生物の登録】

いかなる個人又は組織も、その野生生物を維持する財政的及び技術的能力と施設を有することを証明できない限り、当該野生生物の所有を許可されない。大臣は、本法発効から 12 か月後に所定の期間を定め、個人又は組織は、本法発効前に収集したすべての絶滅のおそれのある種及び輸入した外来種をその期間内に登録するものとする。ただし、その絶滅のおそれのある種が繁殖、増殖、又は研究のために必要とされる場合、国は互いに受け入れられる取り決めを通じてその野生生物を取得することができる。

この所定の期間が過ぎた後に、登録証を受けずに絶滅のおそれのある野生生物を所有している場合には、本法に定める刑罰を課してその野生生物を政府に没収する。

フィリピンの野生生物のうちで、本法発効前に絶滅のおそれのある種のリストに記載されていないものであっても、後に記載されたものについてはすべて同様に、絶滅のおそれのある種の更新リストに発表されてから所定の期間内に登録する。

第 4 章 違法行為

第 27 条【違法行為】

本法に基づく別段の許可がない限り、野生生物資源とその生息地を意図的かつ故意に開発すること、又は次の行為を行うことは、いかなる者にも違法とする。

- (a) 以下の場合を除き、野生生物種を殺すこと、及び処分する (destroy) こと
 - (i) すでに定着している部族又は原住民文化社会の宗教儀式の一環として行うとき
 - (ii) その野生生物が不治の伝染病に冒されているとき
 - (iii) その野生生物の苦痛に終止符を打つ必要があるとみなされるとき
 - (iv) 人間の生命又は四肢への差し迫った危険を避けるために行うとき

- (v) 承認を受けた研究又は実験に利用した後に、その野生生物を殺す場合又は処分する (destroy) 場合
- (b) 野生生物種の生殖器官を損なうような損傷、又は害するような損傷を加えること
- (c) 重要生息地で以下のいずれかの行為を行うこと
 - (i) 野生生物にとって有害な廃棄物の投棄
 - (ii) 不法に居住するなど、重要生息地の一部分の占有
 - (iii) 鉱物の探索又は採掘
 - (iv) 火入れ
 - (v) 伐採
 - (vi) 採石
- (d) 野生生物資源の移入、再移入、又は放流
- (e) 野生生物の取引
- (f) 野生生物、その副産物及び派生物の収集、狩猟、又は所有
- (g) 営巣中の巣、巣のある木、宿主植物などの収集又は破壊
- (h) 虐待、又は前項の対象となっていない損傷を与えること
- (i) 野生生物の輸送。

第 5 章 罰金及び刑罰

第 28 条【本法の違反に対する刑罰】

本法にしたがって分類される種に対して前条(a)項に記載する違法行為を行う者には、以下の刑罰と罰金のいずれか又は両方を課す。

- (a) 近絶滅種（絶滅危惧ⅠA類）に分類された種に対する作為又は行為に対しては6年と1日以上12年以下の自由刑、罰金10万～100万ペソ
- (b) 絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠB類）に対する作為又は行為に対しては4年と1日以上6年以下の自由刑、罰金5万～50万ペソ
- (c) 危急種（絶滅危惧Ⅱ類）に対する作為又は行為に対しては2年と1日以上4年以下の自由刑、罰金3万～30万ペソ
- (d) その他の絶滅のおそれのある種に対する作為又は行為に対しては1年と1日以上2年以下の自由刑、罰金2万～20万ペソ
- (e) その他の野生生物種に対する作為又は行為に対しては6か月と1日以上1年以下の自由刑、罰金1万～10万ペソ。

前条(b)項に基づく違法行為に対しては、以下の刑罰と罰金のいずれか又は両方を課す。

- (a) 近絶滅種（絶滅危惧ⅠA類）に分類された種に対する作為又は行為に対しては4年と1日以上6年以下の自由刑、罰金5万～50万ペソ
- (b) 絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠB類）に対する作為又は行為に対しては2年と1日以上4年以下の自由刑、罰金3万～20万ペソ
- (c) 危急種（絶滅危惧Ⅱ類）に対する作為又は行為に対しては1年と1日以上2年以下の自由刑、罰金2万～20万ペソ
- (d) その他の絶滅のおそれのある種に対する作為又は行為に対しては6か月と1日以上1年以下の自由刑、罰金1万～5万ペソ
- (e) その他の野生生物種に対する作為又は行為に対しては1か月以上6か月以下の自由刑、罰金5,000～2万ペソ。

前条(c)及び(d)項に基づく違法行為に対しては、1か月以上8年以下の自由刑と罰金5,000～500万ペソのいずれか又は両方を課す。前条(e)項に基づく違法行為に対しては以下の刑罰と罰金のいずれか又は両方を課す。

- (a) 近絶滅種（絶滅危惧ⅠA類）に分類された種に対する作為又は行為に対しては2年と1日以上4年以下の自由刑、罰金5,000～30万ペソ
- (b) 絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠB類）に対する作為又は行為に対しては1年と1日以上2年以下の自由刑、罰金2,000～20万ペソ
- (c) 危急種（絶滅危惧Ⅱ類）に対する作為又は行為に対しては6か月と1日以上1年以下の自由刑、罰金1,000～10万ペソ
- (d) 絶滅のおそれのある種に分類されている種に対する作為又は行為に対しては1か月と1日以上6か月以下の自由刑、罰金500～5万ペソ
- (e) その他の野生生物種に対する作為又は行為に対しては10日以上1か月以下の自由刑、罰金200～2万ペソ。

前条(f)及び(g)項に基づく違法行為に対しては以下の刑罰と罰金のいずれか又は両方を課す。

- (a) 近絶滅種（絶滅危惧ⅠA類）に分類された種に対する作為又は行為に対しては2年と1日以上4年以下の自由刑、罰金3万～30万ペソ
- (b) 絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠB類）に対する作為又は行為に対しては1年と1日以上2年以下の自由刑、罰金2万～20万ペソ
- (c) 危急種（絶滅危惧Ⅱ類）に対する作為又は行為に対しては6か月と1日以上1年以下の自由刑、罰金1万～10万ペソ
- (d) その他の絶滅のおそれのある種に対する作為又は行為に対しては1か月と1日以上6か月以下の自由刑、罰金5,000～5万ペソ

- (e) その他の野生生物種に対する作為又は行為に対しては 10 日以上 1 か月以下の自由刑、罰金 1,000～5,000 ペソ。ただし、前条(f)項の違法行為が不適切な技術と装置を使って永続的に行われていた場合には、本法に定める最高の刑罰に処す。

前条(h)及び(i)項に基づく違法行為に対しては以下の刑罰と罰金のいずれか又は両方を課す。

- (a) 近絶滅種（絶滅危惧ⅠA類）に分類された種に対する作為又は行為に対しては 6 か月と 1 日以上 1 年以下の自由刑、罰金 5 万～10 万ペソ
- (b) 絶滅危惧種（絶滅危惧ⅠB類）に対する作為又は行為に対しては 3 か月と 1 日以上 6 か月以下の自由刑、罰金 2 万～5 万ペソ
- (c) 危急種（絶滅危惧Ⅱ類）に対する作為又は行為に対しては 1 か月と 1 日以上 3 か月以下の自由刑、罰金 5,000～2 万ペソ
- (d) その他の絶滅のおそれのある種に分類された種に対する作為又は行為に対しては 10 日以上 1 か月以下の自由刑、罰金 1,000～5,000 ペソ
- (e) その他の野生生物種に対する作為又は行為に対しては 5 日以上 10 日以下の自由刑、罰金 200～1,000 ペソ。

すべての野生生物、その派生物、又は副産物、並びに本法への違反行為に関連して使われたすべての備品、道具、及び輸送手段は、事実上、政府に没収する。ただし、前述の輸送手段の所有権が当該違法行為に関与していない第三者又は当該違法行為を知らない第三者にあるときは、当該輸送手段をその所有者に引き渡すことができる。違反者を逮捕した機関は、押収又は回収したすべての野生生物をその地域の最も近い野生生物救護センター（省の所管）へただちに輸送させる。

違反者が外国人の場合には、服役して罰金を支払った後はそれ以上の手続きをとらずに国外に追放する。

本法に定める罰金の額は、インフレ分を埋めるとともにこの罰金の抑止力を保つために、3 年ごとに少なくとも 10%引きあげる。

第 6 章 雑則

第 29 条【野生生物管理基金】

本法をもって、国庫特別勘定として省の管理する野生生物管理基金を設置し、本法に対する違反行為から影響を受けた生息地の回復又は復元の費用を同基金でまかなう。またこの基金により、科学的研究、施行及びモニタリング、並びに関連機関の能力向上も支援する。

この基金の原資は、賦課した罰金、支払われた損害賠償金、手数料、料金、寄付、寄贈、事務手数料、又は拠出金というかたちの助成から得る。本基金への拠出については、寄付金を免税とするほか、政府の課すその他すべての税金や料金を免除する。

第 30 条【野生生物執行官代理の任命】

大臣は NGO、市民団体、地域社会の組織その他、野生生物執行官代理となるために必要な訓練を受けたボランティアのなかから、野生生物執行官代理を任命する。フィリピン国家警察(PNP)、フィリピン国軍(AFP)、国家捜査局(NBI)、その他の法律執行機関は、野生生物執行官を任命する。したがって野生生物執行官は、逮捕及び拘留に関する現行法規則に基づき、違法に取り引きされた野生生物を没収し本法の違反者を逮捕する完全な権限を有する。

第 31 条【国立野生生物研究センターの設立】

大臣は、飼育下での繁殖又は増殖をはじめとして、野生生物の適切な保全保護戦略に関する科学的研究を主導するため、陸生種及び水生種に関する国立野生生物研究センターをいくつか設立する。これに関連して大臣は、学術機関、研究機関及び野生生物関連業界からの専門家の参画を奨励する。

第 32 条【野生生物救護センター】

大臣は、押収され、放棄され、又は寄贈された野生生物すべての福祉と安寧を確保するため、当該野生生物を一時的に保管して世話をする野生生物救護センターをいくつか設立し、又は指定する。大臣は同救護センターの野生生物の処分に関するガイドラインを策定する。

第 33 条【野生生物移動監視部門の設置】

大臣は、関連国際協定をはじめとして、野生生物に関するあらゆる現行法規則の徹底的遵守と効果的实施を確保するため、国内の戦略的空港と港湾に野生生物移動監視部門を創設する。空港又は港湾に配属された税関職員その他の政府の正式な代表であってその公務遂行の際に野生生物品を押収した者は、その処分を行う前に必ず、その地域を担当する野生生物移動監視部門の許可を得る。

第 34 条【税の免除】

野生生物資源とその生息地の保全保護のための寄付、拠出、寄贈、助成、又は財政援助であって、環境天然資源省又は農業省に対して行われたもの、並びに両省及び地方政府部門の承認を受けて証券取引委員会に正式に登録された NGO で、野生生物保全に携わるものに対して行われたものについては、寄付者の課税所得から控除することを認め、寄付金を

免税とする。

第 35 条【代表種】

地方政府部門は管轄地域内の固有種に対する保全措置に着手する。このため、地方政府部門は、セブシキチョウ (*copsychus cebuensis*)、ミンドロ水牛 (*bubalus mindorensis*)、フィリピンメガネザル (*tarsius syrichta*)、フィリピンチーク (*tectona philippinensis*) など、その地方政府の保全を象徴する代表種を選定することができる。

第 36 条【植物園、動物園、及びそれに類似する施設】

大臣は、レクリエーション、教育、及び保全のための植物園、動物園、及びそれに類似する施設の設置、運営、及び維持を規制する。

第 37 条【施行規則】

本法発効から 12 か月以内に、環境天然資源省及び農業省の大臣は、上院の環境委員会及び下院のエコロジー委員会と協力して、本法を効果的に施行するための諸規則をそれぞれ交付する。両省は、適当な場合には常に、切り離せない共同の問題に関する諸規則の策定と施行面で協力する。本法を施行する際には、国際的な協定及び議定書に対する我が国の約束を考慮する。

第 38 条【歳出予算】

本法の規定の施行に必要な金額は、現行の一般歳出予算法の環境天然資源省歳出予算額に組み入れる。つまり、本法の規定の全面的施行に必要な金額は、毎年の一般歳出予算法に組み入れられる。

第 39 条【分離条項】

将来において本法のいずれかの規定が違憲と宣告された場合であっても、その他の規定の有効性もしくは合法性は何らの影響も受けないものとする。

第40条【廃止条項】

法律第2590号、第3983号、連邦法第63号改正法、大統領命令第1219号改正令、共和国法第6147号その他の法律、命令、及び規則で本法の規定と矛盾するものは、これをもって廃止し、又は本法にしたがって修正する。

第 41 条【効力】

本法律は官報又は一般紙 2 紙に発表されてから 15 日後に効力を発する。

承認：2001 年 7 月 30 日